

指定構造計算適合性判定機関の指定について

第 1 用語の定義

この文書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築確認 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認をいう。
- 二 判定 法第十八条の二第三項において読み替えて適用する法第六条第五項、法第六条の二第三項及び法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- 三 判定員 法第七十七条の三十五の七に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- 四 認定プログラム 法第二十条第二号イ及び第三号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- 五 認定プログラムを使用した判定 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定に基づき提出されたファイル、磁気ディスク等に記録された情報を認定プログラムに入力することによる判定をいう。
- 六 代表者 代表権を有する役員をいう。
- 七 役員 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十四第二号に規定する役員をいう。
- 八 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- 九 親会社等 法第七十七条の十九第十号に規定する親会社等をいう。
- 十 特定支配関係 令第百三十六条の二の十四第一項に規定する特定支配関係をいう。
- 十一 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者またはその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）

八 その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）

十二 制限業種 次に掲げる業種（国、都道府県又は市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。

イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）

ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第2 構造計算適合性判定員の数について

1 判定員の数は、次に定めるところによる。

一 機関が認定プログラムを使用した判定を行う場合にあっては、判定員の数は、その事業年度において判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、（ろ）欄に掲げる数値で除して得た数値を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。次号において同じ。）以上であることとする。

二 機関が認定プログラムを使用した判定以外の方法による判定を行う場合にあっては、判定員の数は、その事業年度において判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、（は）欄に掲げる数値で除して得た数値を合計したものの以上であることとする。

三 前二号の規定にかかわらず、判定員の数は少なくとも二人以上であることとする。

四 判定員の数は、第一号及び第二号において重複して計算してはならない。

（い）	（ろ）	（は）
床面積の合計が千平方メートル以内の建築物	四百八十	二百四十
床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	三百二十	百六十
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	二百七十	百三十
床面積の合計が一万平方メートルを	百九十	九十

超え、五万平方メートル以内の建築物		
床面積の合計が五万平方メートルを超える建築物	九十	四十

- 2 前項のその事業年度において判定を行おうとする件数は、法第七十七条の三十五の六第一項の規定により指定の更新(以下単に「指定の更新」という。)を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の件数とする。
- 3 前二項の算定においては、判定の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、判定の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を越えて判定の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。
- 一 一週間当たり六日を越えて判定の業務に従事する場合の当該超えた日において判定の業務に従事する時間
 - 二 一日当たり八時間を越えて判定の業務に従事する場合の当該超えて判定の業務に従事する時間

第3 構造計算適合性判定の業務の体制、方法等について

指定構造計算適合性判定機関(以下「機関」という。)及び機関の判定員は、次に適合しなければならないものとする。

- 一 機関は、判定の業務を他の業務(建築物の確認検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- 二 機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その判定を行ってはならない。
 - イ 機関の代表者又は前号の担当役員
 - ロ イに掲げる者の親族
 - ハ イに掲げる者の関係企業等
- 三 機関は、次のいずれかに該当する指定確認検査機関から求められた判定を行ってはならない。
 - イ 機関が指定確認検査機関の代表者又は担当役員の関係企業等に該当する場合にあっては当該指定確認検査機関
 - ロ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
 - ハ 機関の親会社等である指定確認検査機関
- 四 判定員は、次に掲げる者が建築主である建築物、設計、工事監理、施工そ

他の制限業種に係る業務を行う建築物又は建築確認を行う建築物について、判定の業務に従事してはならない。

イ 当該判定員

ロ 当該判定員の親族

ハ 当該判定員の関係企業等

五 機関が指定確認検査機関である場合において、自ら引き受けた建築確認に係る判定を他の機関に対し求めようとするときは、その年度において当該他の機関から求められた判定を行ってはならない。ただし、第6に規定する監視委員会を設けた場合にあっては、この限りではない。

六 その事業年度において判定を行おうとする件数が五千件以上である機関にあっては、当該機関で実施する認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備すること。

七 前号のその事業年度において判定を行おうとする件数は、指定の更新を受けようとする場合においては、前事業年度の件数とする。

第4 経理的基礎について

1 法第七十七条の三十五の四第二号に規定する経理的な基礎とは、次に掲げる要件に該当することをいう。

一 債務超過の状態にないこと。

二 予算規模が適切であること。

三 事業と予算のバランスがとれていること。

四 次項第一号の額が、判定の業務に係る年間支出総額の概ね一割以上であること。

五 次項第一号の額が、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。）第三十一条の十四の規定による引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

六 その者の有する財産の評価額が、次に掲げる額のうちいずれか高い額以上であること。

イ 千五百万円。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該（1）又は（2）に定める額とする。

（1）床面積の合計が二千平方メートルを超える建築物に係る判定を行う場合（（2）に該当する場合を除く。） 五千万円

（2）床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物に係る判定を行う場合 一億五千万円

ロ その事業年度において判定を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において判定を行った件数の

合計数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ろ)欄に掲げる値を乗じて得た額を合計した額

(い)	(ろ)
床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物	百円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	三百円
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	千円
床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物	四千五百円

- 2 前項第六号の財産の評価額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 その事業年度の前事業年度における貸借対照表に計上された資産(創業費その他の繰延資産及びのれんを除く。以下同じ。)の総額から当該貸借対照表に計上された負債の総額を控除した額
 - 二 その者が判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき民事上の責任の履行に必要な金額を担保するための保険契約を締結している場合にあっては、その契約の内容を証する書類に記載された保険金額
- 3 前項第一号の資産又は負債の価額は、資産又は負債の評価額が貸借対照表に計上された価額と異なることが明確であるときは、その評価額によって計算するものとする。
- 4 第二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を財産の評価額とするものとする。
- 5 第二項第二号の保険契約は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - 一 機関が判定を行った建築物の瑕疵が風水害、地震その他の天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの
 - 二 構造計算書その他機関が判定の業務を実施するために必要な資料として機関に判定を求めた者から提出されたものに記載された事項に虚偽又は誤謬があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの

第5 指定構造計算適合性判定機関の役職員等の構成について

法第七十七条の三十五の四第三号に規定する基準に関し、機関の役職員等の

構成は次に掲げるものとする。

- 一 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者(当該法人がその刑に処せられる原因となった事実のあった日以前一年以内に当該法人の役員であった者で当該法人がその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないものに限る。)
 - ロ 法第七十七条の三十五第二項の規定により法第七十七の十八第一項に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者(その取消しの原因となった事実のあった日以前一年以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。)
 - ハ 法第七十七条の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者(その取消しの原因となった事実のあった日以前一年以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものに限る。)
- 二 次の表の法人の区分の欄に応じ、それぞれ同表の制限対象者の欄に定める者(以下「制限対象者」という。)のうち制限業種(軽微なものを除く。第5において同じ。)に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者(過去二年間に当該法人に所属していた者を含む。以下同じ。)の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者(当該法人の役員(過去二年間に役員であった者を含む。以下同じ。)に限る。)である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなしてこの号を適用する。

法人の区分	制限対象者
財団法人	評議員及び理事
社団法人	理事及び社員
合名会社	社員
合資会社	無限責任社員
株式会社	取締役
有限会社	取締役
組合	理事及び組合員
合同会社	社員
特定非営利活動法人	理事
中間法人	理事及び社員

- 三 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。
- 四 前号の場合において、株主（総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。）の親族に制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者とみなして前号を適用する。
- 五 第三号の場合において、株主に対して特定支配関係を有する者に制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人とみなして第三号を適用する。
- 六 機関の株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者又は当該株主が特定支配関係を有する者のいずれかに制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）又は制限業種を営む法人が含まれる場合にあっては、当該株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者及び当該株主が特定支配関係を有する者が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。
- 七 前四号の規定は機関が有限会社の場合において準用する。
- 八 機関の代表者及び担当役員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないこと。

第6 監視委員会の設置について

- 1 機関は、監視委員会を設立することができる。
- 2 監視委員会の委員は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築物の構造に関する学識者並びに当該企業又は団体の監事又は監査役で構成するものとする。
- 3 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 構造計算適合性判定業務規程の審議
 - 二 機関から提出された理事会、取締役会等の議事録の確認
 - 三 機関が行った判定の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - 四 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - 五 係争事件に係る監査

六 その他判定の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等

- 4 監視委員会は、四半期ごとに前項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後三十日以内に機関の指定をした都道府県知事に報告しなければならない。

第7 兼業の制限について

機関及び機関の親会社等は、次に適合しなければならないものとする。

- 一 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。
- 二 制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有する者でないこと。

(附則)

- 1 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日（平成十九年六月二十日）から起算して一年を経過する日までの間は、第5第二号から第七号までの規定にあっては、次に定めるところによることができるものし、第5第八号の規定にあっては、適用しないものとする。
 - 一 第5第二号の表の制限対象者のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者の割合が原則として二分の一未満であること。ただし、第6第一項に規定する監視委員会(次号において同じ。)を設けた場合にあっては、この割合を原則として三分の二未満とすることができる。この場合において、制限業種に従事する一人の者又は制限業種を営む一つの法人に従事する者の割合が二分の一以上であってはならない。
 - 二 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の原則として二分の一未満であること。ただし、監視委員会を設けた場合にあっては、この割合を原則として三分の二未満とすることができる。この場合において、制限業種に従事する一人の者又は制限業種を営む一つの法人に従事する者の保有している当該機関の議決権の数が当該機関の総株主の議決権の二分の一以上であってはならない。
 - 三 前号の規定は、機関が有限会社である場合について準用する。
- 2 この通知の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、第1第十一号口、同号八及び第5第二号の適用については、第1第十一号口中「その者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。)」とあるのは「その者が所属する企業、団体等」と、同号八中「その者の親族が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。)」とあるのは「その者の親族が役員である企業、団体等」と、第5第二号中「制

限業種を営む法人に所属する者（過去二年間に当該法人に所属していた者を含む。以下同じ。）とあるのは「制限業種を営む法人に所属する者」と、同号中「制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員（過去二年間に役員であった者を含む。以下同じ。）に限る。）とあるのは「制限業種を営む法人に所属する者（当該法人の役員に限る。）と、それぞれ読み替えるものとする。